

## 豊明市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定等並びに事業の基準等を定める条例案の概要

### 1 趣旨

平成23年に公布された地域主権改革一括法及び、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、今まで法令で定められていた指定地域密着型(介護予防)サービスの設備基準や運営基準並びに事業者の指定基準を市町村の条例で定めることとなったことに伴い、本市におけるこれらの基準を定めるものです。

### 2 制定する条例(案)

(1)「豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

- ・法第78条の4に基づく基準について定めます。
- ・従うべき基準、標準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- ・後述の基準以外の参酌すべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

対象となるサービス	現在の基準省令
定期巡回 随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2)「豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

- ・法第115条の14に基づく基準について定めます。
- ・従うべき基準、標準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- ・後述の基準以外の参酌すべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

対象となるサービス	現在の基準省令
介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(3)「豊明市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」

- ・法第78条の2、第115条の12に基づく基準について定めます。
- ・従うべき基準は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- ・参酌すべき基準となっている地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、従前の法令を適切なものと判断し、従前の法令どおり「29人以下」と定めます。

事業者の指定に関する基準	介護保険法の条項
申請者は、法人であるものとする	介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項第1号の規定する指定の申請者
入所者定員を29人以下の施設とする	介護保険法第78条の2第1項に規程する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員

### 3 人員、設備及び運営に関する基準条例における本市の独自基準

原則として国の基準のとおりとするが、利用者等の保護、サービスの質の確保・向上、県条例との整合性の観点から下記において独自基準を設定する。

#### (1) 協力歯科医療期間の義務付け

事業者は、協力医療機関とあわせて協力歯科医療機関を定めておくことを義務付け。

#### (2) 非常災害時対策

- ・「非常災害」について、「大規模な地震や風水害等」を例示。
- ・市及び他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制の事前整備の努力義務を追加。

#### (3) 記録の整備

- ・記録の保存期間を5年とする。
- ・5年保存する記録に介護報酬請求に関する記録を加える。

#### (4) 地域密着型介護老人福祉施設における緊急時の対応

・人員基準において医師が常勤であることの定めがないことから、主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を行うよう定める。